

あま市広告入り雑誌の無償提供者に関する募集要項

この要項は、あま市の美和図書館、七宝公民館読書室、甚目寺公民館図書室に雑誌を無償で提供していただける方（以下「広告主」という。）を募集するにあたり、必要な事項を定めるものです。

【募集の内容】

市が指定する雑誌の中から、ご希望の雑誌の1年間分の購読料を負担していただける方を募集いたします。

- ・購読料をお支払いしていただいた雑誌は、ご希望の施設に設置いたします。
- ・雑誌の裏表紙面に広告を掲示することができます。

【広告の規格等】

- 1 最新号の雑誌カバー表面の中央下部、縦4cm×横13cm以内。
 - ・雑誌を提供していただいた旨と提供者の掲示
- 2 最新号の雑誌カバー裏面、A4サイズ以内。
 - ・雑誌を提供していただいた方の広告を掲示
 - ・偶数月に広告の変更を可能とします
- 3 その他、詳細は別紙「広告入り雑誌の表示見本」をご覧ください。

【募集数量】

- 1 数量については制限はありません。
- 2 複数の雑誌の年間購読料の負担や、同一雑誌の各施設への設置も可能です。
- 3 詳細については、生涯学習課（美和公民館）へお尋ねください。

【雑誌の選定】

別紙「雑誌リスト」の中から、ご希望の雑誌を選んでいただきます。

【雑誌の利用方法】

- 1 提供していただく雑誌は、広告主の希望する施設内の雑誌コーナーに設置し、来館される利用者に閲覧していただきます。
- 2 提供していただく雑誌の所有権はあま市の帰属となります。

【雑誌の提供期間】

提供していただく期間は1年間です。ただし、広告主から取下げの申出がない限り継続するものとします。

【提供する雑誌の購入代金等の支払い】

広告主として決定後に雑誌を選定し、雑誌の出版社又は書店等で提供する雑誌の年間購読料を直接お支払いしていただきます。

また、雑誌の購入に係る振込手数料及び郵送料等の各種料金等が発生した場合も広告主のご負担となりますのでご了承ください。

雑誌の購入先については、事前協議でご相談していただけます。

【提供雑誌の納入方法】

- 1 雑誌は、出版社又は書店等から希望する施設へ納入していただきます。
- 2 提供する雑誌の発売日から3日以内に納入していただきます。

【広告主の遵守事項】

「あま市有料広告掲載要項」、「あま市有料広告掲載基準」、「あま市広告入り雑誌の無償提供に関する取扱要領」及び「あま市広告入り雑誌の無償提供者の募集要項」を遵守していただきます。

【広告主の募集期間】

随時募集をします。

【申請方法】

別紙の広告掲載申請書（様式第1号）に必要事項を記入のうえ、広告の原稿案若しくはイメージ図案（データ可）を添付して下記の提出先まで持参又は郵送してください。

申請書の提出先

①あま市教育委員会生涯学習課（あま市美和公民館内）

〒490-1292 愛知県あま市木田戌亥18番地1

電話番号：052-442-2261 ファックス番号：052-446-0070

休館日：木曜日

年末年始（12月29日～1月3日）

受付時間：午前9時～午後5時

②美和図書館

〒490-1205 愛知県あま市花正地先1番地1

電話番号：052-449-1070 ファックス番号：052-443-7496

休館日：祝休日を除く月曜日、毎月第4金曜日

年末年始（12月29日～1月3日）

特別館内整理期間

受付時間：午前9時～午後5時（4月～8月は午後6時まで閉館）

③七宝公民館読書室

〒490-0011 愛知県あま市七宝町安松小新田2337番地

電話番号：052-444-2511 ファックス番号：052-444-2512

休館日：月曜日

年末年始（12月29日～1月3日）

受付時間：午前9時～午後5時

④甚目寺公民館図書室

〒490-1111 愛知県あま市甚目寺二伴田65番地

電話番号：052-444-1621 ファックス番号：052-443-9778

休館日：月曜日

年末年始（12月29日～1月3日）

受付時間：午前9時～午後5時

※ 各休館日を除く、開館時間内にご希望の上記施設へ持参又は郵送してください。

【広告主の決定方法】

提出された申請書等により審査の上、広告主を選定します。

【事前協議】

- 1 広告の内容については、「あま市有料広告掲載要綱」、「あま市有料広告掲載基準」及び「あま市広告入り雑誌の無償提供者の募集要領」に従ってください。
- 2 広告主として決定した方は、雑誌を設置したい施設で、提供する雑誌の選定、広告についての内容や広告原稿の提出日等を協議してください。
- 3 提供する雑誌の購入先についてご相談ください。
- 4 広告主や広告内容をあま市が拒否、修正等をする場合があります。あま市の指示に従っていただけない場合は、雑誌の受け入れを拒否する場合があります。

【注意事項】

- 1 この要項に適合しないもの、虚偽の内容等が記載されているものは失格となります。
- 2 審査の経緯の公表はしません。また、審査結果に対しての異議申し立ては受け付けません。
- 3 申請に要する費用は、申請者の負担とさせていただきます。
- 4 提出された書類は返却しません。
- 5 この要項に定めのない事項は、あま市と広告主が協議してこれを定めるものとします。

広告入り雑誌の表示見本

1 雑誌を提供していただいた提供者の掲示

掲示例

この雑誌は、

株式会社あま様

より提供していただきました。

2 雑誌を提供していただいた方の広告を掲示